公　告　　第　４　号
令和８年１１月４日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　北村　優子

公　　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、参加されたい。

１　入札方式　　一般競争入札

２　入札に付する事項

件　名	規　格	数量	納　地	納　期	摘要
電気の供給（岩国海洋環境試験評価サテライト）	仕様書のとおり	１件	防衛装備庁 艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	令和 10 年 3 月 31 日	

説　明　会　　なし

３　入　　札　　①日　時　　令和８年１２月１０日（木）１４時００分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効））

②場　所　　防衛装備庁艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト
会議室（試験棟１階）
（山口県岩国市長野１８０５－１）

４　参加資格　　①　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
③　令和 07・08・09 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
④　③の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第１８条第４項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和８年１１月２５日(水)１７時００分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
⑤　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑥　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑦　都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
⑧　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑨　予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙に掲げる入札適合条件を満たすこと。

5　入札方法　　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価（キロワット単価）、同一月においては単一のものとする）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価（キロワット時単価）、同一月においては単一のものとする）とする。落札の決定は、当所が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価を入札書に記載した金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び電気・ガス価格激変緩和対策は考慮しないこととする。

6　保 証 金　　①　入札保証金　　免除
②　契約保証金　　免除

7　入札の無効　　４の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

8　契約書作成の必要の有無　　有

9　契約をしようとする基本契約条項等

電気の供給に関する契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10　落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

11　そ　の　他
①電子入札・開札システムの利用
　本件は、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
　公告日から令和８年１２月９日（水）１７時まで（行政機関の休日を除く）。
　また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和８年１２月７日（月）１７時までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

②端数処理　　入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

③提出資料　入札に参加しようとする者は、別紙様式に掲げる書類を以下の提出期限までに１部、持参又は「書留」による郵送（必着）により提出しなければならない。

提出期限：令和８年１１月２５日（水）１７時（厳守）
提出場所：〒740-0045 山口県岩国市 1805-1
防衛装備庁艦艇装備研究所
岩国海洋環境試験評価サテライト 業務班

なお、防衛装備庁艦艇装備研究所から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された書類は防衛装備庁艦艇装備研究所において審査するものとし、４の参加資格に適合していると判断された者のみ入札に参加できるものとする。

④　落札者が中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑤　契約締結日までに令和９年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

⑥　本書記載事項については艦艇装備研究所総務課調達係に照会のこと。
住　所　山口県岩国市 1805-1
ＴＥＬ　03-3268-3111（内線）27905

防衛装備庁仕様書

品件名	電気の供給（岩国海洋環境試験評価サテライト	仕様書番号	SE-09-1-RA-0001
		作成年月日	令和８年１０月２６日
		作成部課名	艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト業務班

１　適用範囲

本仕様書は、電気の供給（岩国海洋環境試験評価サテライト）について規定する。

２　概要

（１）需要場所

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト
山口県岩国市長野１８０５－１
供給地点特定番号 07-1290-6148-7510-1000-0000

（２）業種及び用途

官公庁（研究所）

３　契約に関する方式

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成１９年１２月７日閣議決定。令和８年３月１３日変更閣議決定。）２（１）に基づき、総合落札評価方式によらず、再生可能エネルギー電気の比率１００％による裾切り方式による。

４　仕様

（１）供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア　供給電気方式	交流３相３線方式
イ　供給電圧（標準電圧）	６，６００Ｖ
ウ　計量電圧（標準電圧）	６，６００Ｖ
エ　標準周波数	６０Ｈｚ
オ　供給方式	１回線方式
カ　蓄熱式負荷設備の有無	無

（２）契約電力及び予定使用電力量

ア　予定契約電力　　**334ｋＷ**

ただし、各月の契約電力は、その月の最大需要電力（需要電力の最大値であって、３０分最大需要電力計により計量される値をいう。）と前１１か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ　使用予定電力量　艦艇装備研究所（岩国海洋環境試験評価サテライト）

1,393,922ｋＷｈ

詳細は、別紙第１による。

（３）供給電気の種類

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気（ただし、電源種類は太陽光、風力、水力（揚水発電を除く）、地熱、バイオマスに限る。）を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率１００％とすること。

なお、RE100の要件の細部については、次のとおりであるので確認すること。

https://www.there100.org/sites/re100/files/2026-01/2025%20RE100%20Technical%20Criteria-Japanese%20%201.pdf

（４）再生可能エネルギー電気の確認できる書類の提出

乙は、供給元電源情報及び供給を行った電気に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を甲に別紙第２による書面で令和１０年４月末を目途に提出すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを令和１０年６月末を目途に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様書４（３）アを満たしていない場合、乙は仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

（５）契約期間

令和９年４月１日００：００～令和１０年３月３１日２４：００

（６）電力量等の検針

ア　自動検針装置	有（受電状態自動伝送装置）
イ　電力会社の検針方法	遠隔測定用装置(テレメータ)による遠隔自動検針又は検針員による検針(毎月1回検針装置により検針を行うものとする。)
ウ　計量器の構成	電力需要用複合計器(通信機能付精密級)

（７）需給地点

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト第1号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトの開閉器電源側接続点

（８）電気工作物の財産分界点

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト第1号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトの開閉器電源側接続点

（９）保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

（１０）電気料金の算定方法

基本料金、電力量料金は、固定単価とし、燃料費等調整額は、みなし一般電気事業者の算定諸元に準じるものとする。

ア　基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を０円とみなして算定するものとする。

イ　電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

ウ　燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄するみなし一般電気事業者である中国電力株式会社が適用する業務用電力（高圧供給）の燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

なお、燃料費等調整額には中国地方管内の一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

エ　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金については、経済産業大臣が定めた額とする。

オ　託送料金相当額

託送料金相当額は、中国地方管内の一般送配電事業者が定める最新の託送供給等約款によるものとし、基本料金及び電力量料金に含めるものとする。契約期間中に託送料金の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。

カ　容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、乙の令和９年度の容量拠出金を踏まえ、基本料金及び電力量料金に含めるものとする。原則として、容量拠出金を理由とする契約期間中の契約変更は行わない。

キ　電気・ガス料金の支援等

乙は、国による電気・ガス料金の支援等が実施される場合は、必要な申請を行い、対象となる月の電気料金の値引きを実施すること。

（１１）電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理等は次のとおりとする。

ア　基本料金の力率割引又は割増については、中国地方管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準（託送）供給条件によるものとする。

イ　契約電力及び最大需要電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下１位で四捨五入する。

ウ　使用電力量の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

エ　力率の単位は、１％とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。

オ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

カ　消費税額及び地方消費税額の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

５　その他

（１） 力率は、特別高圧変電所内のコンデンサー設備にて調整し、供給期間中は１００％を保持するよう努める。

（２）フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

（３）自家用発電設備はない。

（４）毎月初めに、月毎の電気使用量・支払料金・力率等確認できる書類（様式自由）を艦艇装備研究所に送付すること。

（５）対価の支払方法としては、契約相手方は検針終了後、前月の電気使用量及び電気料金計算書を艦艇装備研究所（様式自由）に送付することとする。

（６）この仕様書に定めのない供給条件については、中国地方管内の一般送配電事業者が定める電気供給条件等をもとに協議するものとする。

（７）この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

電力使用予定表（令和9年度）（月別）

年　月	力率（%）	デマンド（kW）	使用量（kWh）	備考
9年　　4月	100	334	110,000	
9年　　5月	100	334	110,000	
9年　　6月	100	334	110,000	
9年　　7月	100	334	110,000	
9年　　8月	100	334	110,000	
9年　　9月	100	334	110,000	
9年　　10月	100	334	110,000	
9年　　11月	100	334	110,000	
9年　　12月	100	334	110,000	
10年　　1月	100	334	110,000	
10年　　2月	100	334	110,000	
10年　　3月	100	334	110,000	
合　　計			1,320,000	

別紙第２

令和〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　〇〇　〇〇

住　　所　〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇〇
会 社 名　株式会社〇〇〇〇
氏　　名　代表取締役　〇〇　〇〇　印

令和９年度に以下のとおり防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトに電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトに移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

１　お客様情報
お客様番号
需要施設名　　防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト
需要施設住所　山口県岩国市長野１８０５－１
契約電力　　３３４ｋW

２　供給期間
令和９年４月１日　００：００ ～ 令和１０年月３月３１日　２４：００

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区　　分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋWh）　【A】													
供給電力量（ｋWh）　【B】													
再エネ比率（%）　【A／B】													

別紙

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量（kWh）
								合計（kWh）	

別紙

二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件

１．条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、 ③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況の３項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要　素	区　分	配点
①　令和6年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO_2/kWh）	0.000　以上 0.400　未満	７０
	0.400　以上 0.425　未満	６５
	0.425　以上 0.450　未満	６０
	0.450　以上 0.475　未満	５５
	0.475　以上 0.500　未満	５０
	0.500　以上 0.520　未満	４５
②　令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	１０
	0%　超　0.675% 未満	５
	活用していない	０
③　令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00% 以上	２０
	8.00% 以上 15.00% 未満	１５
	3.00% 以上　8.00% 未満	１０
	0%　超　3.00% 未満	５
	活用していない	０

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２．添付書類等

・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

（表）別紙の「各用語の定義」

用　語	定　義
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の二酸化炭素排出係数。なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和6年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
② 令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和4年度の供給電力量（需要端（kWh）で除した数値 (算定方式) 令和6年度未利用エネルギーの活用状況（%）＝ $\frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱または排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガスまたは副生ガス 3．令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4．令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) ＝ $\frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））

	③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh） ④ Jークレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。） ⑦ 令和6年度の供給電力量（需要端（kWh）） 1．再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、だたし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） 2．令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。 3．令和6年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
　総務課長　　北村　優子　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名
担当者氏名
連　絡　先

「電気の供給（岩国海洋環境試験評価サテライト）」に係る入札に関する
競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

① 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の資格審査結果通知書の写し
② 電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
③ 別紙様式２に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
④ 別紙様式３及び別紙様式４に掲げる供給する再生可能エネルギー電力及び環境証書の発電施設情報（開示内容に該当する資料を添付すること）

（担当者）
所属部署：
氏　　名：
TEL/FAX：
E-mail　：

別紙様式２

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
　総務課長　　北村　優子　　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名
担当者氏名
連　絡　先

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

１　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番　号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ①　その他（　　）	

２　令和６年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点　数
①	令和６年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg－CO2／KWh）		
②	令和６年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度の再生可能エネルギー導入状況		

①～③の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点が 70 点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

別紙様式３

供給する再生可能エネルギー電気及び環境価値の発電施設情報

令和　　年　　月　　日

住　　所　　○○県○○市○○
会 社 名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

以下、開示内容の下欄①又は②の由来となる発電施設情報を提出し、当該発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転する全ての再生可能エネルギー発電施設において、関係法令の違反がないことを誓約いたします。

開　示　内　容	番　号
①再生可能エネルギー電気・環境価値両方　　②環境価値のみ	

注１）関係法令とは、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令をいう。
注２）相対取引等、供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できる場合は、①を選択の上、再生可能エネルギー電気及び環境価値の発行元である発電施設情報を別紙様式４を用いて入札時に提出すること。
注３）供給する電気を発電する発電施設が事前に特定できない場合は、②を選択の上、環境価値の発行元である発電施設のトラッキング情報を別紙様式４を用いて入札時に提出すること。
注４）違法でないことを確認する対象としては、事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令等であるが、地域との共生を図る再エネを推進する観点では、環境省が策定する「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」等を参照し、手引きを遵守した発電施設から電気を調達することが望ましい。

別紙様式４

令和〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 誓 約 書

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　北村　優子

住　　所　〇〇都、県 〇〇区、市〇〇〇〇〇
会 社 名　株式会社〇〇〇〇
氏　　名　代表取締役　〇〇　〇〇

以下のとおり防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトに電力を供給したことを誓約する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライトに移転することをここに証する。

１　お客様情報
お客様番号
需要施設名　　防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト
需要施設住所　山口県岩国市長野１８０５－１
契約電力　　３３４ｋＷ

２　供給期間
令和９年４月１日　００：００ ～ 令和１０年３月３１日　２４：００

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（発電施設及び環境価値の属性情報は別紙のとおり）

区　　分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	累積
再エネ由来電力量（ｋＷｈ）【A】													
供給電力量（ｋＷｈ）【B】													
再エネ比率（%）　【A／B】													

別紙

発電施設（見込みを含む。）

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地
	●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○
	▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○

環境価値の属性情報（見込みを含む。）

環境価値の付与に使用した証書の種類	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の電話番号	発電設備区分	発電出力（kWh）	発電設備の所在地	環境価値移転量(kWh)
FIT非化石証書（再エネ指定）		●●事業者		○○県○○市○○		太陽光		○○県○○市○○	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）		▲▲事業者		○○府○○市○○		風力		○○県○○市○○	○○
								合計（kWh）	

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)」の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁　艦艇装備研究所　分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235㎜×横120㎜) 程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒740-0045
山口県岩国市長野1805-1
艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 分任支出負担行為担当官　宛
「入札書在中」

《参考》　※ あくまでも例なので、縦横等は随意

内封筒(表)
長3程度

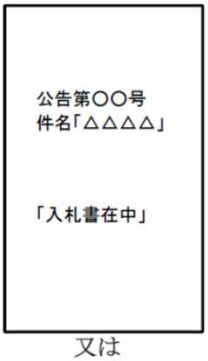

又は

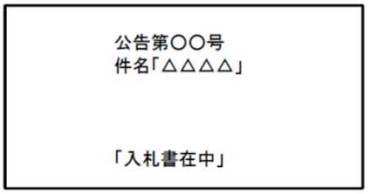

内封筒(裏)



又は

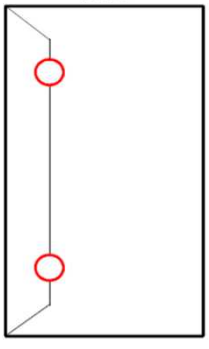

外封筒
(内封筒が入るサイズ)

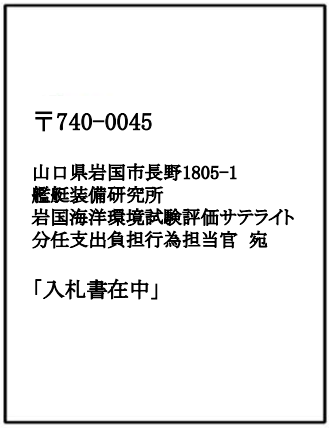

別添

≪入札へご参加いただくにあたって≫

参加を検討している案件の公告（仕様書含む）、入札及び契約心得をあらかじめご確認ください。

１．入札の参加方法

入札の参加方法は、紙入札（現地入札または郵便入札）、電子入札の３つの方法でご参加いただけます。

現地入札は、入札日当日に入札場所までお越しいただき、入札を行うものです。

（初度入札（１札目）以降の入札については、辞退をしない限り参加が可能です。）

郵便入札は、入札日の前営業日までに郵送（一般書留郵便等）にて入札書を提出し、入札に参加するものです。

（初度入札（１札目）のみを有効とし再入札は辞退したものとして取り扱います。）

電子入札は、電子調達システム（以下、「調達ポータル」という。）により、入札日の前営業日１７時までに入札いただくものです。なお、電子入札には利用者登録が必要になります。詳しくは調達ポータルをご確認ください。

（再入札（２札目）以降、調達ポータルを使用した入札の参加が可能となります。）

２．入札前の提出書類

a）資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

入札参加方法に関わらず、全ての入札において提出が必要です。

提出期限：入札日の前日まで

b）委任状

押印不要です。メール等により担当者へご提出ください。

提出期限：入札日まで

※現地入札、郵便入札の場合はご提出ください。

※代表取締役が入札に参加できず、同社の社員（営業担当者など）が入札に参加する場合は委任状の提出は不要です。ただし、同じ会社でもカンパニー制度を採用しており、他の事業部門の社員等が入札に参加する場合は委任状が必要です。

c）紙入札参加承諾願

押印不要です。メール等により担当者へご提出ください。

提出期限：入札日の３営業日前１７時まで

※現地入札、郵便入札の場合はご提出ください。

d）入札書

押印不要です。

提出期限：入札参加方法により異なります。

・現地入札の場合は当日現地へお持ちください。

・郵便入札の場合は、入札日の前営業日までに必着です。郵送方法等については、公告の「郵便による入札について」をご確認ください。

・電子入札の場合は、入札日の前営業日１７時までに調達ポータルで入札手続きを実施してください。

e）その他個別の提出書類については、公告の「１１項その他④提出書類」をご確認ください。

３．入札当日

（共通）

初度入札（１札目）で落札者がいない場合、再入札（２札目）に移行しますので、あらかじめ２札目のご準備をお願いいたします。

・本件の入札参加者が全員電子入札のみの場合、２札目の締め切り時間は３０分以内に設定いたします。

※30 分以内とは、１札目の入札に関する手続き終了後 30 分以内を指しますのでご注意ください。

（現地入札の場合）

時間厳守です。入札室への入室は 10 分～５分前から可能となり、入札時間には入札室の扉を締め切りますので、時間までに入室をお願いいたします。時間内に入室されない場合は入札に参加できませんのでご注意願います。

なお、入札室での私語は禁止です。

入札書は押印不要です。現地での入札参加の場合、入札書を入れる封筒は不要です。入札書を投函するよう入札担当者から案内がありましたら、入札書を３つ折りにして投函してください。

（郵便入札の場合）

公告に記載の郵送方法により、入札日の前営業日までに必着です。落札結果が出たら、落札業者、落札金額について担当者からお知らせいたします。

（電子入札の場合）

必ず入札開始時間までに調達ポータルにログインし、開札時間にはパソコンの前で待機して開札状況を確認してください。

開札結果が再入札の場合、電子入札書の提出または辞退をお願いいたします。受付締め切り時間までに電子入札書の提出がない場合、入札及び契約心得 4.9.8 項に基づき、辞退したものとみなします。

調達ポータルにログインした時点でシステム障害が発生した場合、調達ポータルのお知らせをご確認いただき、システム障害に関する情報がないか確認のうえ、速やかに艦艇装備研究所調達係へご連絡ください。

・システム障害が発生していない場合は、利用者側の環境で障害が発生している可能性がありますので、環境を再確認してください。

≫操作マニュアルのうち利用者環境トラブルシューティングもあわせてご確認ください。また、当日にシステム障害等の発生に伴い、操作マニュアル等を確認するには時間を要するため、事前に確認していただくようお願いいたします。

調達ポータルより保留通知書が届いた場合は、確認中の事象が発生しているため、数日程度お待たせする場合がございますが、結果をお待ちください。

４．落札後

落札いただいた場合、契約担当者から契約に関する手続きについてご案内いたします。